

「加須市国民保護計画」(案)変更及び避難実施要領の概要

1 加須市国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等に対し、避難・救援などの国民保護に関する措置を迅速かつ的確に実施するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(国民保護法)及び国の「国民の保護に関する基本指針」に基づき策定するもの。

2 現行計画の概要

「加須市国民保護計画」は、平成26年12月に策定。

(1) 計画の体系

第1編 総則

- 1 計画策定の目的、2 計画策定の背景・経緯、3 本計画の基本的な考え方、4 市の概況
- 5 国民保護の実施体制

第2編 平時における準備編

- 1 迅速な初動体制の確保、2 情報収集・伝達体制の構築、3 警報、緊急通報の発令・伝達、
- 4 避難の指示、5 緊急物資の備蓄等、6 緊急物資運送計画の策定、7 医療体制の整備、
- 8 生活関連等施設の管理体制の充実、9 文化財保護対策の準備、10 研修の実施、
- 11 訓練の実施等、12 市民との協力関係の構築

第3編 武力攻撃事態等対処編

- 1 実施体制の確保、2 国民保護措置従事者等の安全確保対策、3 市民の避難措置、
- 4 避難住民等の救援措置、5 武力攻撃災害への対処措置、6 情報の収集・提供

第4編 市民生活の安定編

- 1 生活関連物資等の情報提供、2 避難住民等の生活安定措置、3 生活基盤等の確保のための措置
- 4 応急復旧措置の実施

第5編 財政上の措置編

- 1 損失補償等、2 損害補償、3 総合調整の指示に係る損失補てん、
- 4 被災者の公的徴収金の減免等、5 国民保護措置に要した費用の支弁

第6編 緊急対処事態対処編

- 1 想定する緊急対処事態とその対処措置

3 変更理由

国の「国民の保護に関する基本指針」が平成29年12月に変更されたことによるもの。

4 主な変更内容

(1) 国の基本指針等の変更に伴う変更

ア 情報伝達手段の多重化等の推進 (P4、P28)

警報の住民への周知方法に、「市町村は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

イ 外国人も保護対象であることの明確化 (P5)

「都道府県国民保護モデル計画」（消防庁）との整合を図るため、「日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。」旨を追加。

ウ 弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知 (P21)

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「県及び市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J－ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

エ 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施 (P27、P104)

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加。

オ 避難施設の確保 (P29)

避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加。

カ 避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ (P29)

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか地下施設を追加。

キ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施 (P46)

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、堅ろうな建築物等への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

5 避難実施要領の作成

(1) 要領の概要

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、都道府県知事が避難の指示を行ったときは、市町村長はただちに避難実施要領を定めて、その定めるところにより避難住民を誘導することとされている。

また、国民保護に関する基本指針では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、複数の「避難実施要領のパターン」を作成しておくよう努めるもの規定している。

避難実施要領に定める事項（法定事項）法第6 1条第2項の規定及び加須市国民保護計画」第2編第4章第2節「モデル避難実施要領の作成」に基づき、次の事項を踏まえ、避難実施要領のパターンを作成する。

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領パターンの作成

次のパターンを想定し、避難実施要領を作成する。

例1 弾道ミサイル攻撃着弾前（屋内避難）

- ・ 弾道ミサイル攻撃における着弾前を想定し、屋内避難を伝達・通知する。

例2 弾道ミサイル攻撃着弾後（地域外避難）

- ・ 弾道ミサイル攻撃における着弾後を想定し、着弾地の周辺や風下の地域の住民を、地域外に避難させる地域外避難を伝達・通知する。

例3 大規模集客施設への攻撃（地域内避難）

- ・ 武装工作員による大規模集客施設への攻撃を想定し、施設から一定距離以内の住民を、安全な地域内の避難場所に避難させる地域内避難を伝達・通知する。